

入札説明書等配布資料一覧表

件 名 レンタカーの賃貸借

番号	名 称	部 数 等
1	入札公告（写し）	1 部
2	入札説明書	1 部
3	仕様書	1 部
4	入札参加資格確認申請書	1 部
5	役員名簿	1 部
6	入札書	1 部
7	委任状	1 部
8	暴力団排除に関する誓約事項	1 部
9	契約書（案）	1 部

山形県警察本部

入札説明書

山形県警察で使用するレンタカーの賃貸借及び入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官及び担当部局

- (1) 契約担当官 支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎
- (2) 担当部局 〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県警察本部警備部警備第一課総括係
電話 023-626-0110 F A X 023-630-2941

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 レンタカーの賃貸借
- (2) 契約の仕様等 「仕様書」（別添1）のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和7年7月1日から令和7年7月31日まで

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる事項の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 「入札参加資格確認申請書」（別紙2） 1部

イ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写し 1部

ウ 「役員名簿」（別紙3） 1部

エ 申請者の所在地及び名称を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒 1部

- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限及び提出先
令和7年5月26日（月）午後5時00分まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例10号）に規定する県の休日を除く。）

提出先：山形県警察本部警備部警備第一課総括係

郵送による提出の場合は、書留郵便として提出期限まで必着とする。

- (3) 審査結果通知書の送付

前記(1)の書類を審査し、入札説明書に示す条件を満たし得ると判断した者を入札対象として、審査結果通知書により令和7年5月30日（金）（予定）までに通知することとし、当該入札参加者の入札書のみを落札決定の対象とする。

4 入札書の提出方法

入札参加者は、「入札書」（別紙4）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により入札公告5(1)の日時まで提出しなければならない。当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (1) 直接持参する場合

ア 入札書は封筒に入れて厳封し、表に氏名又は名称、入札件名及び開札日時を記載すること。

イ 代理人入札の場合は、「委任状」（別紙5）を提出すること。

ウ 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出する場合、事前に電話連絡の上、入札公告 5 (2) の場所に入札書を封入した封筒を持参すること。

(2) 郵送により提出する場合

入札参加者又はその代理人は、郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒にして、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、入札公告 5 (2) の場所に郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、委任状を同封する場合は、中封筒内には入れないこと。

5 入札の方法

(1) 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載された品目のほか、保険料等一切の諸経費を含んだ金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、封筒に当該入札書を入れ、封印した上で提出するものとする。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 日付（郵送の場合は郵送する日、持参の場合は持参する日。）

エ 入札者本人が代表者の場合は、住所、代表者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）を記載し、代表者印を押印すること。また、代理人の場合は、住所、代表者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人の氏名を記載し、代理人印を押印すること。

(4) 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理をすることができない。

(6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札の辞退

(1) 入札者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 前項の規定により入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（様式は任意）を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 暴力団排除に関する誓約

入札参加者は入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙6）に誓約したものとする。誓約を拒否するときは、入札に参加するすることができない。

8 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められ

る義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (2) 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
 - ア 入札公告 5 (1) に示した日時までに到着しない入札書
 - イ 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
 - ウ 氏名、押印を欠く入札書
 - エ 金額を訂正した入札書
 - オ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹等により意思表示が不明確な入札書
 - カ 不当な価格のつり上げ、つり下げ及び談合等の背信行為又は連合と認められる入札書及び疑いのある入札書
 - キ 同一の入札について、2 通以上提出された入札書
- (3) 入札参加者が「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽の誓約をし、もしくは誓約に反することとなったとき。

9 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人の立会いの下で行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札会場に入場することはできない。また、開札中は特にやむを得ない事情があると入札執行者が認めた場合のほか、退場することはできない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、名刺及び印鑑(入札者に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。

10 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格となる価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みがあった他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札をしても落札者が無いときは、入札を打ち切ることがある。

12 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、「契約書（案）」（別紙 7）のとおりとし、別記「暴力団排除条項」を付することとする。

13 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、山形県警察本部から提供を受けた文書、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「提供資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、提供資料を本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

別添 1

レンタカーの賃貸借仕様書

本仕様書は、山形県警察本部（以下「発注者」という。）が受注者から借り入れるレンタカーについて必要な事項を定める。

記

1 賃貸借期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで 1 か月間

2 納品、返納場所

- (1) 天童市大字荒谷 820 山形県警察学校
- (2) 天童市石鳥居一丁目 3-30 機動隊
- (3) 東田川郡庄内町余目字滑石 8-1 庄内警察署

3 借入条件

(1) 車種条件等

No.	形状及びクラス	台数	納品、返納場所
1	アルミバン 2 t 標準デッキ (参考 トヨタ T 3 クラス 日産 T 4 クラス)	1 台	山形県警察学校
2	ワゴン（7～8 人乗） (参考 トヨタ W 2 クラス以上 日産 W 4 クラス以上)	5 台	機動隊
		4 台	庄内警察署

(2) 自動車保険（※ 上記 3 (1) 共通）

自動車損害賠償責任保険のほか、次の要件を具備したものとする。

保険種別	補償内容
対人保険	無制限（1 名につき）
対物保険	無制限（免責 0 円）
人身傷害保険	3, 000 万円以上（1 名につき）
車両保険	時価額（免責 0 円）

(3) その他条件

- ア カーナビゲーションが付いていること。
- イ 借上車両返却時には、利用明細書等を発行するものとする。

4 費用負担

- (1) 借上期間中の燃料は発注者が負担する。
- (2) 車両に係る保険料及び消耗品費は受注者が負担する。

5 事故発生時における受注者の車両の営業補償

受注者が定める一般向け約款等による。

6 賃貸借料

(1) 算出方法

総価とする。

(2) その他料金

受注者は前号の対価と合わせて以下の料金を請求することができる。

- ア 乗捨料
- イ 給油代行手数料
- ウ 当別装備料
- エ その他の料金（記5の営業補償も含める。）

(3) 前号の料金算定は、受注者が定める一般向け約款等により算定することとし、それぞれの金額及び計算根拠について、利用明細書等に明示するものとする。

- 7 その他
不測の事態が生じたとき等は、発注者と受注者が協議し、随時取り決める。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

入札参加資格確認申請書

令和 7 年 5 月 20 日付けで入札公告のありました、「レンタカーの賃貸借」に係る、競争入札参加資格の確認のために必要な書類として、下記の書類を提出するので、参加する資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違なく、落札し契約締結した場合は、入札公告等に従い適正に履行することを誓約します。

記

添付書類

- ・ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
- ・ 役員名簿（別紙 3）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

暴力団排除に関する誓約事項に同意し、下記のとおり役員名簿を提出します。

記

[illegible]

入札書 令和 年 月 日 支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 殿 ※1 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ※2 〔 代理人氏名 記	
入札金額	¥
入札保証金	免除
件名	レンタカーの賃貸借
賃貸借期間	令和7年7月1日～令和7年7月31日

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
（代理人が入札する場合であっても記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

別紙 5

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

私は _____ を代理人と定め、下記の権限を委任
します。

(使用印鑑)

記

- 1 レンタカーの賃貸借の入札並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

別紙 6

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、山形県警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官山形県警察会計担当官（以下「発注者」という。）と▲▲▲（以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 契約事項 | レンタカーの賃貸借 |
| 2 納入場所 | 別添 1「仕様書」のとおり |
| 3 契約金額 | ¥ 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ 円
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。 |
| 4 履行期限
(賃貸借期間) | 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。 |
| 5 納入期限 | 令和 7 年 7 月 1 日 午前 10 時まで |
| 5 契約保証金 | 免除する。 |

(目的)

第 1 条 受注者は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、本契約を履行し、発注者は、その代金を受注者に支払うものとする。

(納入及び返納)

- 第 2 条 受注者は表記納入期限までに表記納入場所に車両を納入しなければならない。
- 2 発注者は契約期間が終了した場合、表記納入場所において車両を受注者に返納する。
- 3 納品に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

- 第 3 条 受注者は、賃貸借期間終了後、発注者による履行確認を受け、表記 3 に規定する契約金額を発注者に請求するものとする。発注者は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に当該金額を受注者に支払うものとする。ただし、発注者が仕様書等又は特記事項において別に定めた場合は、この限りではない。
- 2 賃貸借期間の中途において本契約が開始若しくは解除された場合、若しくは受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が契約物品を使用できなかった場合の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{料 金} \times \frac{1}{\text{賃貸借期間の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{賃貸借日数}$$

(支払遅延利息)

第4条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約金額の改定)

第5条 発注者が、物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、受注者に対し、事前に通知し、発注者、受注者協議の上、これを決定するものとする。

(燃料費及び保険料)

第6条 使用中の燃料費は発注者が負担する。また、各種保険料は賃貸借料に含むものとする。

(交通事故の解決)

第7条 発注者の使用中に交通事故が発生したときは、発注者、受注者協議して当該事故の解決に当たるものとする。

(契約物品の保守)

第8条 受注者は、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、受注者の負担において直ちに良品と交換するなど、発注者の業務に支障の無いよう、直ちに回復させなければならない。ただし、契約物品が正常に動作しない原因が発注者の責めに帰すべき事由にある場合は、その費用は発注者の負担とする。

2 前項の回復が遅延し、発注者が契約物品を使用できなくなったときは、第3条第2項の規定により契約金額を減額する。

(契約物品の改造等)

第9条 発注者が、契約物品の改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

(契約の解除及び違約金)

第10条 発注者は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契

約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 発注者が行う本契約の履行確認に際し、受注者若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 受注者が第 11 条第 1 項に該当する場合

(4) 受注者が第 19 条に規定する暴力団排除条項第 1 条、第 2 条又は第 4 条第 2 項に該当する場合

(5) 前各号のほか、受注者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 542 条第 1 項又は第 2 項の各号に該当する場合

4 受注者は、第 2 項又は第 3 項に該当する場合、発注者に対し、違約金として未賃貸借期間に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を支払う。ただし、受注者が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 発注者は、第 3 項第 5 号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第 11 条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、本契約に関し、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第 12 条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全

部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第 7 条の 3 第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、受注者が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 受注者が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第 13 条 発注者は、本契約に関し、受注者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受注者に対し、第 10 条第 4 項、第 12 条第 1 項及び第 2 項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 受注者は、第 10 条第 1 項による解除のため損害を生じた場合は、発注者の解除の意思表示を受領した日から 30 日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者が、受注者の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 発注者は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第 14 条 受注者は、本件業務の全部を一括し、第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17

- 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、受注者は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の 10 日前までに発注者に提出し、承認を得なければならない。
- 2 発注者は、受注者から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で受注者に通知するものとする。
 - 3 受注者は、発注者から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第 1 項と同様に発注者の承認を受けなければならない。
 - 4 受注者は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
 - 5 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第 15 条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)第 2 章第 2 節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 受注者が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受注者が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、受注者及び丙が発注者に対し、民法第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成 10 年法律第 104 号)第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、受注者は丙に対し、次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 発注者は、債権譲渡後も、受注者との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら受注者と丙の間において解決されなければならないこと。
 - 3 第 1 項ただし書きに基づいて受注者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 42 条の 2 の規定に基づき、発注者がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じる。

(契約不適合責任)

第 16 条 発注者は、契約物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、受注者にその旨を通知し、期間を定めて契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 発注者は、前項の期間内に受注者の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、受注者に代金の減額を請求することができる。

3 発注者は、前項にかかわらず、受注者が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 発注者は、第 2 項及び第 3 項のほか、その不適合により発生した損害に対し、受注者に賠償を請求することができる。

5 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約物品を引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 受注者が、第 1 項に基づく追完を行った場合、受注者は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(知的財産権の紛争解決)

第 17 条 受注者は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに発注者に対して書面により通知するものとし、かつ、受注者が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 発注者及び受注者は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第 12 条第 1 項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 発注者は、受注者の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、受注者にその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団排除条項)

第 19 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第 20 条 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第 21 条 本契約の特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、契約書本文の順序とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本契約に関する紛争は、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 23 条 本契約に関し、発注者、受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 山県市松波二丁目 8 番 1 号
支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

受注者 ▲▲▲

別添 1

レンタカーの賃貸借仕様書

本仕様書は、山形県警察本部（以下「発注者」という。）が受注者から借り入れるレンタカーについて必要な事項を定める。

記

1 賃貸借期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで 1 か月間

2 納品、返納場所

- (1) 天童市大字荒谷 820 山形県警察学校
- (2) 天童市石鳥居一丁目 3-30 機動隊
- (3) 東田川郡庄内町余目字滑石 8-1 庄内警察署

3 借入条件

(1) 車種条件等

No.	形状及びクラス	台数	納品、返納場所
1	アルミバン 2 t 標準デッキ (参考 トヨタ T 3 クラス 日産 T 4 クラス)	1 台	山形県警察学校
2	ワゴン（7～8 人乗） (参考 トヨタ W 2 クラス以上 日産 W 4 クラス以上)	5 台	機動隊
		4 台	庄内警察署

(2) 自動車保険（※ 上記 3 (1) 共通）

自動車損害賠償責任保険のほか、次の要件を具備したものとする。

保険種別	補償内容
対人保険	無制限（1 名につき）
対物保険	無制限（免責 0 円）
人身傷害保険	3, 000 万円以上（1 名につき）
車両保険	時価額（免責 0 円）

(3) その他条件

- ア カーナビゲーションが付いていること。
- イ 借上車両返却時には、利用明細書等を発行するものとする。

4 費用負担

- (1) 借上期間中の燃料は発注者が負担する。
- (2) 車両に係る保険料及び消耗品費は受注者が負担する。

5 事故発生時における受注者の車両の営業補償

受注者が定める一般向け約款等による。

6 賃貸借料

(1) 算出方法

総価とする。

(2) その他料金

受注者は前号の対価と合わせて以下の料金を請求することができる。

- ア 乗捨料
- イ 給油代行手数料
- ウ 当別装備料
- エ その他の料金（記5の営業補償も含める。）

(3) 前号の料金算定は、受注者が定める一般向け約款等により算定することとし、それぞれの金額及び計算根拠について、利用明細書等に明示するものとする。

- 7 その他
不測の事態が生じたとき等は、発注者と受注者が協議し、随時取り決める。

別記

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎 殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負契約又は再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。